

社会福祉法人武蔵会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人武蔵会の役員の報酬について定めることを目的とする。

(根拠)

第2条 役員報酬は、役員という名目だけで支給できず、勤務実態に基づき支給する。

(報酬の区分)

第3条 報酬の区分は、役員として、次の各号に定める報酬とする。

(1) 理事長 月額 500,000 円

(2) 理事 月額 50,000 円

但し、施設長を兼務する理事には支給しない。

(報酬の支給)

第4条 報酬の支給日、支給方法は、一般職員と同様とする。支給額については、一般職員との均衡を失しない額で評議員会の承認を得なければならない。

2 役員の報酬は、法令に定めるところにより、役員報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を支給する。

(中途入退職の支給)

第5条 中途において新たに役員に任命され、又は役員が退職し、若しくは解任されたときの当月分の報酬については、それぞれ第3条に規程する額の日額に出勤日数を乗じて得た額を支給する。ただし、役員が死亡したときには、死亡の当月分の報酬については、全額を支給する。

(勤務形態)

第6条 週30時間以上勤務すること。

(端数処理)

第7条 通常月に比し、勤務日数が不足する月の報酬は、勤務日数の割合に応じて支給する。なお、これにより支給額に1円未満が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成29年7月1日から施行する。
- 6 この規程は、令和3年7月1日から施行する。